

コメント：パネル「中央銀行と金融政策の安定性」

中央大学・黒田 巖

かかわり方は様々ながら、中央銀行はその業務上、少なくとも三つの点で金融システムの安定にかかわってきたといわれる。第一に、マクロ的な金融調節と金融システムの安定とのかかわりであり、第二に、最後の貸し手としての機能、第三に銀行監督の面でのかかわりである。三人の報告者は、この三つのかかわりの一つ一つを独自の方法、観点で論じている。その結果、我々はこの困難なテーマについて、より広い視野と理解を売るために最高に機会を与えられることとなった。

第一の点について。このかかわりについては、標準的な教科書等においては、必ずしも取り上げられてはいないが、原理的な重要性を持つものであり、報告においてこれが正面から考察されていることに敬意を表したい。たとえば、いま中央銀行の金融調節、具体的にはオペの相手方である金融機関がいずれも信用面で不安を抱えていたとしよう。このような場合、金融機関にとっては中央銀行の買いオペが資金繰りの最後のよりどころとなる。かつ、不安度の大きい金融機関ほど安値(金融機関にとって高利)で入札することになる。これはあたかも、最後の貸し手としての貸し出しが競争入札で行われているかのごとき現象である。また、不安度の大きい金融機関は中央銀行預金を獲得しても与信を活発化しにくいといわれていることを考慮すれば、このようなオペでは、教科書的にあるようなマクロ的な拡張効果は、減殺されているかもしれない。

第二の点について。日本においても、セーフティ・ネットの整備などに伴い、そのあり方も整えられてきたが、まだ検討すべきことは残っているのではないかと。たとえば、ソルベントか否かを判断することは難しいとされるが、これは問題金融機関に対する検査や考査の内容に不十分な点が残っているからではないか。また、山一証券に対し、日銀は二度特有を行っているが、こうしたケースについては、これを全体として評価して見る必要があるのではないかと。たとえば、最初(40年不況時)の特有のあり方が、二回目の特融、破産にどのように影響しているのかといった点も含めて。

第三の点について。この面での中央銀行の役割については、現状さまざまであることはたしかであろう。ただし、近年銀行監督の骨格がバーゼル委員会においていわばグローバル・スタンダードとして定まるようになったが、同委員会には先進国の中央銀行が銀行監督当局と並んで参加している。この点は多様化とは逆の動きともいえよう。